

10 農林水産省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	耕作放棄地を復元再生するため、不在地主が農地を保有することを原則禁止としている農地法を厳正に運用し、耕作放棄地を強制買収する。	都道府県	長崎県
		提案事項管理番号	1026010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	-
制度の現状	<p>現行の農地法では、単なる「不在地主」ではなく、「小作地を所有する不在地主」を制限している。なお、この制限については、「農地法等の一部を改正する法律」により廃止されることとなっている。</p>

求める措置の具体的内容	耕作放棄農地の転売促進を促す為の、農地法の弾力的運用
具体的事業の実施内容・提案理由	耕作放棄農地を強制的に買収し、農地を再生して自給率の向上に貢献する(詳細別紙)

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>事実誤認に基づいた提案内容である。</p> <p>なお、現行の農地法では、単なる「不在地主」ではなく、「小作地を所有する不在地主」を制限しており、この制限については、「農地法等の一部を改正する法律」により廃止されることになっている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。		
提案主体からの意見	<p>私は「農地の荒廃とその要因、それを解消する対策」を提言しているのであり、現行法の解釈を求めてはおりません。構造改革特区の目的は「地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する、云々」とあります。農地法の解釈を行い、事業の許認可をすることが、「構造改革特区」に対する農水省の方針ですか。改革への提言を「事実誤認」と言う安易な言葉で片付け、農地荒廃の要因も示さず、将来展望も明言しない農水省の姿勢が、日本の農業を疲弊させたのだと、改めて認識しました。一国民の真摯な提言に対し、このような空虚な回答しか出来ない農水省に、深い失望を感じます。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し
<p>耕作放棄地発生の原因は、「高齢化等による労働力不足」、「農地の引き受け手がない」、「土地条件が悪い」等地域社会の状況や耕作条件等によりそれぞれ異なる。また、これまで、耕作放棄地の発生を防止し、その解消を図るため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策による耕作放棄地の発生防止 ② 担い手への農地の利用集積や新規参入促進、基盤整備等を通じた耕作放棄地の有効活用 ③ 放牧利用や市民農園としての利用の促進 <p>等各般の施策を推進してきたところである。さらに、耕作放棄地を解消・継続利用するためには、「引き受け手」、「土地条</p>			

件」、「導入作物」といった課題に対応した総合的な取組が必要であることから、主として引き受け手をどうするかという観点からは、多様な主体の参入が可能となるよう農地貸借に係る規制を緩和するなどの農地制度の見直しを行ったところであり、土地条件はどうか、導入作物をどうするのかという点については、貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組を支援するとともに、必要に応じて水田フル活用や面的集積に向けた施策等を活用することにより、耕作放棄地の解消を目指していく。

なお、離農や規模縮小する農家の農地について、県等の農業公社が買入れ・借り入れをし、担い手に売渡し・貸付けする農地保有合理化事業も行い、担い手への集積を図っている。また、農地法は不在地主が農地を保有していることを禁止しておらず、同法第6条で不在地主が農地を貸すことを禁止していたが、本年6月24日公布された「農地法等の一部を改正する法律」により、同条は廃止され、農地を貸しやすく借りやすくした。

10 農林水産省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	新自衛隊予備隊を創設し、平時において農業に従事させるために、農地の権利を取得できるようにする。	都道府県	長崎県
		提案事項管理番号	1026020
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省 防衛省
該当法令等	-
制度の現状	農地の権利取得については農地法上の要件を満たすことが必要。

求める措置の具体的内容	新自衛隊予備隊の創設
具体的事業の実施内容・提案理由	新自衛隊予備隊を創設し、平時における活動を農地再生に活用(詳細別紙)

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
新自衛隊予備隊の創設について、お答えする立場にないが、農地の権利取得については、農地法の要件を満たすことが必要。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し

10 農林水産省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の経済産業大臣への輸入承認申請前の水産庁長官への事前確認申請において提出すべき書類について、 ① 当該漁法及び漁場に関する確認書、 ② 当該貨物の漁獲時から日本に輸入するまでの売買、加工、輸送等貨物の流れを証する書類 について提出を不要とすることにより申請処理の簡素化を図る	都道府県 提案事項管理番号	東京都 1034020
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省 経済産業省
該当法令等	輸入貿易管理令第4条第1項第2号
制度の現状	<p>輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき、台湾、北朝鮮及び中華人民共和国を原産地又は船積地域とするサケ・マス類について、我が国に輸入する場合には、経済産業大臣の輸入承認を必要としている。</p> <p>また、手続きは、経済産業大臣への承認申請の前に、水産庁長官への事前確認が必要とされている。</p> <p>事前確認申請の審査にあたっては、確認申請書の他、当該申請書に記載された内容の証拠書類として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該貨物の原産地の公的機関が発行する原産地証明等原本及び写し 2 当該漁法及び漁場に関する確認書 3 貨物の漁獲時から日本に輸入するまでの売買、加工、輸送等貨物の流れを証する書類 4 使用原料確認票 <p>を必要としている</p>

求める措置の具体的内容	中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の経済産業大臣への承認申請前の水産庁長官への確認申請において提出すべき書類のうち、当該漁法及び漁場に関する確認書、並びに当該貨物の漁獲時から日本に輸入するまでの売買、加工、輸送等貨物の流れを証する書類については、提出を不要とすること。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>中華人民共和国を原産地又は船積地域とするサケ及びマスの輸入事業者は、輸入に際して、当該さけ及びますが母川国主義に反して不正に捕獲されたものではないことを確認するため、水産庁長官の確認を受けた上で、輸入貿易管理令第4条第1項第2号に基づく経済産業大臣の承認を受けなければならないこととされている。</p> <p>当該確認手続においては5つの書類を提出することとされているが、その審査に1ヶ月程度要し、その後の承認及び通関手続を経て我が国に輸入されるまでに数ヶ月を要している。輸入されるサケ及びマスの多くは一次加工のみを経た生鮮品であり、輸入までにこれだけ多くの時間がかかると、冷凍保存されていたとしても、劣化等は避けられない。中国は我が国にとって水産物の一次加工の重要な拠点の一つとなっているところ、現行手続はその積極的活用の大きな障害となっている。</p> <p>また、現状において、輸入されるサケ及びマスのほとんどは養殖されたものであって不正に捕獲された可能性は極めて低く、</p>

原産地の公的機関が発行する原産地証明等によりその事実を確認すれば足りると考えられるところ、現行手続は輸入業者に無用な負担を強いるものであると考えられる。加えて、こうした手続により輸入に時間を要することにより、世界的に食料の需給がひっ迫している状況にあって、輸入先の多様化等を通じた、安定的な食料供給の確保等、国民の食生活の安定にも支障が生じるものと考えられる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>国連海洋法条約第 66 条において、サケ・マスなどの溯河性資源については、「溯河性資源の発生する河川の所在する国は、当該資源について第一義的利益及び責任を有する」とする母川国主義が定められている。</p> <p>また、北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約第3条第3項においても、条約締約国は、「この条約に規定された禁止事項に違反して採捕された溯河性魚類の取引を防止し、及びそのような取引に関与した者を処罰するため、適切な措置をとる」とこととされている。</p> <p>このため、我が国は、過去において同条約に反し不法操業を行った台湾、北朝鮮及び中国を原産地又は船積地域とするサケ・マス類を我が国に輸入する場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づく輸入承認を必要としているところであり、輸入承認に当たっては、不法操業による漁獲物及び当該漁獲物から生産された調製品ではないことを確認することが審査における重要な要件であることから、これらの提出を不要とすることは適当でない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体からの意見に対する回答、提案主体が主張する2種類の書類を不要とした場合の不都合な点及び処理期間について、再度回答願いたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>貴省ご回答の趣旨は理解するところであるが、当方提案の趣旨は、不法に採取されたサケ・マス等と養殖されたサケ・マスを一律に取り扱わず、後者に関して養殖地である原産国の公的機関が発行する証明書をもって、当該漁法及び漁場に関する確認書、並びに当該貨物の漁獲時から日本に輸入するまでの売買、加工、輸送等貨物の流れを証する書類に代えることを求めているものである。養殖されたサケ・マスについてはその事実が証明されれば足りると考えられるところ、公的機関が発行する証明書では足りないとする根拠を教示されたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>2種類の書類を不要とした場合の不都合な点については、</p> <p>1 ①の書類を不要とした場合、原産地証明書では原料の数量及び原産地しか判断できないため、当該原料が、養殖など適正な漁法及び海域で漁獲された漁獲物によるものであるということが判断できなくなる、</p> <p>2 ②の書類を不要とした場合、当該貨物が1で判断した原料を使用して製造された調製品であることがトレースできなくなることから、これらの提出を不要とすることは適当でない。</p> <p>申請の処理期間については、水産庁では、書類の不備等がない場合、長くとも10日程度で処理を終わらせることとしており、概ね1週間、早ければ2・3日で処理しているところである。</p>			

10 農林水産省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020040	プロジェクト名	大型農園開墾特区	
要望事項 (事項名)	森林法における開発行為に対する都道府県知事許可基準の緩和(解除)	都道府県	広島県	提案事項管理番号
提案主体名	ランドクリエイティブ株式会社、アグロフォレストリ弥栄株式会社			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	森林法
制度の現状	<p>森林内で1ヘクタールを超える開発行為を行う場合、開発による周辺地域への悪影響がないよう、都道府県知事の許可を受けなければならない(森林法第10条の2第1項)</p> <p>一方、都道府県知事は、開発を行う森林の有する機能からみて開発行為が、次の4項目に該当しないと認めるときは許可しなければならないとされており(森林法第10条の2第2項)、各都道府県においてこれらの項目について基準を設け、許可の可否について判断している。</p> <p>①土砂の流出又は崩壊などの災害を発生させるおそれがあること</p> <p>②水害を発生させるおそれがあること</p> <p>③水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること</p> <p>④環境を著しく悪化させるおそれがあること</p>

求める措置の具体的内容	<p>森林法における開発行為は、都道府県知事の許可をむねとしているが、許可権限の数量規制を特区のみ緩和(解除)していただきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①弊社は、大竹市に一筆で約264万㎡の山林を所有しており、同山林を開墾し100万㎡規模(畑50万㎡、果樹園50万㎡)の大型農園を造りたい。②また、全収容戸数約300戸の住宅分譲事業(建物:木造平家建約30坪、畑約100坪)を計画し、自然の中でスローライフを楽しむ環境を提供する。敷地は約500㎡/1住居とし、全体で約30万㎡を同山林内の住居地域とする。住人の交流を促進する集会所等も同山林内に現在建築中であり、同地域に一つの村を造り、大竹市栗谷町の過疎化にストップをかけ、人口拡大に貢献する。又、同住居地域より搬出される全てのゴミは、同敷地内に設備を設置し、再利用することを基本とし、一切敷地外に搬出しない。③現在、バイオマスタウン構想に取り組むべく(社)日本有機資源協会と協議中であり、今年中に基本計画案を大竹市に提出する。同バイオマスタウン構想の計画立案、実施により同敷地内に設置するバイオマス処理施設を中核とし、大竹市を中心とする循環型社会の完成を目指す。</p> <p>上記事業は、森林法における開発行為にあたり、都道府県知事の許可を要する。しかし、この許可を現行制度に沿って取得しようとする場合、林地開発許可申請の手続きに時間と費用(設計費3000万円程度)を要し、さらに本事業規模の大きさが事業実施の大きな障害となっている。本事業は日本の食料自給率アップに寄与するものであり、また、山林を開墾し農園と住宅を造り、人を集め、村を興し、農業従事者の育成、雇用創出、拡大にも必ず貢献できる計画である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>許可権限の「数量規制」の内容が不明であるが、森林法においては、同法 10 条の2に基づく林地開発許可に関して特段「数量規制」を設けていないことから、事実誤認と考えられる。要望の真意を再度示されたい。</p> <p>(森林法第 10 条の2に基づく開発行為の許可について)</p> <p>森林は、土砂の流出の防止、水害の防止、水源のかん養、環境の保全といった機能を有しており、森林の開発によってこれらの機能が失われると、災害により人命や財産に被害を与えたり、渇水や生活環境の悪化を引き起こしたりするおそれがある。</p> <p>このため、森林の開発に当たっては、森林の有する公益的機能を確保し、無秩序な開発による悪影響が周辺地域に及ばないようにするため、土砂の流出の防止や洪水調整のための施設等の設置や一部の森林を残し保存することなどの措置を実施する必要がある、このような措置が適切に行われるようにするため、1ヘクタール以上の森林の開発については、都道府県知事の許可のもとで行うこととしている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体からの意見を踏まえ、貴省からも広島県に対し確認の上、再度回答願いたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>要望の真意は、地域対象森林(森林計画)の緩和(除外)、または林地開発行為における許可制の適用除外(連絡調整協議)です。本件事業は、日本の食料自給率向上を第一の目的とする 100ha 規模の大型農園を造ることです。しかし、山林を農地に変更するこのような大規模な開発は全国にも例がなく、所定の手続きを行うにしても申請から許可に至るまで、多大な費用と時間が必要で、本件事業実施に大きな障害となります。また、一連の手続きに着手して、果たしてこれだけ大規模な日本初の試みに対して、県から本当に許可を頂けるのでしょうか。事業は必ずやり遂げます。最終的には、御判断にお任せ致しますが、出来れば特区の認定を望みます。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し
<p>地域森林計画の対象森林は、都道府県知事はその森林の自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の土地利用の動向等を勘案して森林として利用することが相当であるものを定めているところである。今回の提案にある林地開発許可制度は、この地域森林計画の対象森林を対象としているものであり、当該森林が果たしている山地災害の防止や水源のかん養等の公益的機能の確保の観点から、開発許可なく地域森林計画から除外することは適切ではない。また、森林法第 10 条の2の第 1 項に規定する許可制の適用除外については、災害の発生等のおそれがないことが担保されているものなどに限って対象としている。これは、林地開発許可制度が、開発による災害の発生等の悪影響を周辺地域に及ぼすことのないよう適切に実施されることを趣旨としており、特例を設けるためには、「制度の現状」の①～④の4項目に該当しないことが明らかである必要があるとの考えである。本提案の農地造成は、100ha にも及ぶ林地開発行為であり、防災措置等が十分に講じられない開発が行われた場合、土砂災害の発生等の悪影響が周辺地域に及ぶ可能性があり、特例を設けることは適切ではない。開発によりその森林の公益的機能が失われ、土砂災害等が発生すれば、人命や財産に被害を与えるおそれがあることから、広島県の許可を受け、許可の内容等に基づき安全に実施していただきたい。なお、広島県に確認したところ、大規模開発案件であっても、事業計画が具体化し、審査ができる所定の資料を提出していただければ、「制度の現状」の①～④の4項目に該当するか否かの審査を行い、該当しないと認められるときは許可する考えとのことである。</p>			

10 農林水産省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	<p>中山間地域総合整備事業で整備した活性化施設を含む地域が、市町村合併によって新たに市の農業振興の重要地域として位置付けられることとなった。</p> <p>新たに地域農業や都市部と農村部の交流拠点として当該施設を活用することとして、当該施設の利用の向上及び機能の強化について検討を進めた結果、従来の活用に加え常設販売の用途を併せ持つことが適当である。</p> <p>以上のことから当該施設において多種多様な活用による集客及び利用率の向上、地域の活性化を図るために、利用目的外である常設販売を行えるようにする。</p>	都道府県 提案事項管理番号	長崎県 1044010
提案主体名	長崎市		

制度の所管・関係府省庁	財務省 農林水産省
該当法令等	中山間地域総合整備事業の運用(課長通知)
制度の現状	<p>「中山間地域総合整備事業の運用」(平成21年4月1日付け20農振第2248号農村振興局農村政策部中山間地域振興課長通知)において、「施設内での販売は地元特産物のPR等に資する小規模なものに限る。また常設施設となる部屋、カウンター等の施設は補助対象としない。」とされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>中山間地域総合整備事業により整備した農業・農村の活性化を図るための活性化施設「長崎市琴海活性化センター(四季彩館)」を利用目的外である、農産物等の常設販売について認めていただきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本地域は、大村湾に面して西彼杵半島の基部から東部にかけて位置し、大村湾と緑なす山々に抱かれた自然に恵まれた環境にあり、長浦すいかやハウスみかん、アスパラガス栽培など、農業を主要産業としている。</p> <p>琴海活性化センター「四季彩館」は、平成9年に旧琴海町が設置した「琴海農業農村活性化推進協議会」にて活用方針などについて協議がなされ、活性化センター内に直売所を備えた複合的な施設として当初計画がなされていたが、平成13年に中山間地域総合整備事業実施要綱の改正により実現することが出来ず、本地域の農業者を中心とした研修、会合の施設として、平成15年3月に長崎県が事業主体となって整備し、地域の活性化拠点としてオープンした。</p> <p>オープン当初より一定の利用者はあるものの、さらなる利用増加に向けた協議がなされたが有効な活用方法がないまま、平成18年1月に長崎市との合併がなされ、新長崎市において「長崎市第三次総合計画」に当地域を「農業生産基盤の維持と確保による収益性の高い農業の振興」、「農水産物の生産者と消費者の交流促進」として位置付け、本施設についても、長崎市中心部と佐世保市を結ぶ主要道路である国道206号の中間地点に位置することから、琴海地区のみならず長崎市北部の農業の拠点として活用することとしている。</p> <p>さらに、平成19年4月に地域住民、農業者、行政などの関係機関を中心に「四季彩館活用推進協議会」を設置し、利用の向上及び機能の強化について検討を進め、結果、従来の活用に加え、常設販売の用途を併せ持つことにより、新たに都市部と農村部の交流拠点として、多種多様な活用による集客及び利用率の向上、地域の活性化を図れることから、今回提案を行う</p>

ものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容
<p>中山間地域総合整備事業で整備される活性化施設は公共施設として営利目的の利用に制限を課す必要があると判断し、常設販売は認めていなかったところである。</p> <p>しかしながら、食の安全・安心に対する関心や地域活性化のニーズの高まりなどの社会情勢の変化を踏まえ、地域農産物のPR手法として販売等は有効な手段となっており、常設販売を含めた施設の柔軟な運用を求める声も多いことから、今後、活性化施設の更なる有効利用の観点から運用の改正が可能かどうかの検討を行いたい。その際には、提案内容についても参考としたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、検討時期の目途について再度回答願いたい。		
提案主体からの意見	琴海活性化センター「四季彩館」の活用については、利用向上及び機能強化に向けた検討が進められていることから、その実現にあたって運用の改正の時期についてご回答いただきたい。		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し
<p>運用の改正に当たっては、すでに現行の条件の下、補助が行われている他の事例への影響対応、運用に当たっての細目等を考慮検討する必要があること等から、その検討には一定の時間を要すると考えている。</p> <p>このため、事業の目的に沿った利用形態となるような運用の方法について、検討を早急に進めているところであるが、現時点において具体的な検討期間についてお答えすることは困難である。</p>			

10 農林水産省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	耕作放棄地化している公共牧場所の農地については、植林転用する場合に限り、第1種農地であっても農地法第4条の農地転用規制を緩和すること	都道府県	北海道
		提案事項管理番号	1057010
提案主体名	北海道上川支庁		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第4条
制度の現状	農地に植林を行うこと等により農地を農地以外のものにする場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。

求める措置の具体的内容	公共牧場の牧草地への植林について、農地法第4条に規定される農地転用規制を緩和する措置を講じる。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【現状】</p> <p>北海道内の一部の公共牧場は、畜産農家戸数の減少等により、経営の休止や縮小を余儀なくされている。このため、これらの牧場が所有する農地の中には、耕作放棄地も見られることから、今後、農地の効率的な利用が懸念される。</p> <p>【課題】</p> <p>公共牧場の所有する農地が耕作放棄地化することは好ましいことではないが、地域によっては、気象条件等により牧草以外に作付けできない農地も多く存在していることから、耕作放棄地化はやむを得ない状況となっている。こうした農地をもつ公共牧場では、耕作放棄地拡大を抑制し、農地を保全するための一手法として植林を検討している。しかしながら、公共牧場内草地は農地法上、1種農地に該当するため、同法第4条の規制により植林を断念せざるを得ない状況にある。</p> <p>【提案】</p> <p>気象条件等により牧草以外作付けできず耕作放棄地化している公共牧場所の農地を農地として保全するため植林転用する場合に限り、1種農地であっても、農地法第4条の農地転用規制を緩和する措置を講じる。</p> <p>【効果】</p> <p>植林は、農地を区分することにより、効率的な肥培管理を助長し、農地を保全するとともに、地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素吸収効果による地球環境を保全する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>今年6月に農地法等の一部改正が行われ、農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、農地の貸借りをしやすく、農地を最大限に利用するための仕組みが整備されたところである。</p> <p>また、耕作放棄地については、その解消に当たった課題(引き受け手、土地条件、導入作物)に対応するため、今回の農地制度の見直しのほか、平成21年度から耕作放棄地再生利用緊急対策を実施し、所有者と利用者間の調整や再生・利用の取組に対する支援等を行い、有効利用を図ることとしているところである。</p> <p>このため、一定の集団性を有する農地については、農業生産のための基盤として確保していく必要があり、現在耕作放棄されているからといって転用規制を緩和することは不相当である。今後、公共牧場としての利用が見込めない農地については、上記施策を活用して担い手農業者に集積するなど、農業的利用を検討することが重要であると考えられる。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。			
提案主体からの意見			
公共牧場としての利用が見込めない農地については、耕作放棄地再生利用緊急対策等を活用して担い手農業者に集積するなど、農業的利用を検討すべき旨の回答をいただきましたが、そもそも公共牧場所の牧草地が利用されなくなったのは、畜産農家戸数の減少によるものです。僅かに残っている担い手は、既に離農跡の農地を集積しており、現状の担い手による公共牧場草地の活用は見込めない状況です。また、公共牧場草地の多くは、急傾斜地を含むことや、農家ほ場から遠く奥まった山間に位置しているケースが多く、作業効率的にも、通作距離的にも活用を期待するのは困難と思われます。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
「農地」とは「耕作の目的に供される土地」のことであり、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていない耕作放棄地であっても、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合でなければ、「農地」と判断される。			
御提案の対象となっている第1種農地は、農業生産のための基盤として確保していく必要があり、不許可の例外事由に該当しない限り、農地転用については原則許可できないこととなっている。また、単に耕作放棄されているからといって転用を認めることとすれば、意図的に耕作放棄するようなモラルハザードを誘発するおそれがある。したがって、耕作放棄されていることをもって植林を行い農地以外への転用を認めることは困難である。			
なお、貴庁の意見によれば、当該農地は、担い手による活用が見込めないとのことであったが、農業委員会のあっせんや、農地合理化法人が農地を引き受け新たな担い手が現れるまでの間、保全管理を行う取組等を活用するなどして、引き続き農地としての利用を御検討願いたい。			
また、今回の改正農地法において、株式会社や NPO 法人等の多様な主体の参入が可能となるような農地貸借に係る規制を緩和したほか、耕作放棄地再生利用緊急対策等耕作放棄地の再生・利用の取組を支援する施策も実施しているため、これらの施策等の御活用を御検討頂き、当該農地の農業的利用を図っていただきたい。			

10 農林水産省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020070	プロジェクト名	地域活性化モデル事業	
要望事項 (事項名)	NPO 法人を農業生産法人として認めることにより、日本政策金融公庫の L 資金の活用ができるようになる。	都道府県	高知県	
		提案事項管理番号	1059040	
提案主体名	(株)ドゥブラコン			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	-
制度の現状	L 資金を利用するためには、認定農業者であることが必要。

求める措置の具体的内容	・日本政策金融公庫(農林水産事業)の L 資金の活用を可能とする規制緩和。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO による農業生産法人を設立し、介護・福祉事業での雇用の場としての自立支援を提供する。 ・微生物農法と IT を活用した施設園芸により、低農薬でエグミの無い野菜を供給。 ・食料自給率向上を図る。 <p>【措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記目的の NPO 法人への農業生産法人を認める事で、日本政策金融公庫(農林水産事業)の L 資金の活用を可能とし、事業と雇用の安定化を図る事を可能とする。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
事実誤認に基づいた提案内容である。農業生産法人でなくても認定農業者の要件を満たせば、L 資金を利用することは可能である。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し

10 農林水産省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020080	プロジェクト名	地域活性化モデル事業	
要望事項 (事項名)	NPO 法人が行う森林整備事業・丸太加工事業について、森林組合と同等の助成を適用することにより、森林事業と雇用の安定化を図る。	都道府県	高知県	
		提案事項管理番号	1059050	
提案主体名	(株)ドゥブラコン			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	
制度の現状	<p>平成 21 年度補正予算の「森林整備加速化・林業再生事業」では、NPO 法人等についても、事業の実施主体となり、助成を受けることが可能としているところである。</p> <p>なお、森林整備加速化・林業再生事業において補助対象となる実施主体は、実施要綱(平成 21 年 5 月 29 日 21 林整計第 83 号農林水産事務次官依命通知)により規定されている。</p>

求める措置の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人による森林整備事業を行う場合、森林組合と同じ間伐等定額助成を適用できる措置。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人による森林整備事業創造によって、介護・福祉事業における雇用の場としての自立支援を提供する。 ・森林整備による CO2 削減を図る。 <p>【措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記目的の NPO 法人への森林整備事業や丸太加工事業を認める事で、森林事業組合と同等の助成金の適用と活用によって森林事業と雇用の安定化を図る。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>当該提案事項については、現行制度で適用可能である。</p> <p>「森林整備加速化・林業再生事業」において、森林整備事業については、</p> <p>①特定間伐等促進計画において市町村長より間伐実施主体として認定され、②地域協議会の構成員となる(協議会への参加については都道府県林務担当部局にお問い合わせいただきたい。)等の要件を満たせば、NPO 法人においても森林組合と同様の助成を受けることが可能となっている。</p> <p>また、丸太加工事業についても、①地域協議会の構成員となるほか、②間伐材を活用する等の要件を満たすと、NPO 法人についても森林組合と同様に定額補助(1/2以内)を受けることが可能となっている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

10 農林水産省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	かんがい用水の畜産用水への活用	都道府県	宮崎県、鹿児島県
		提案事項管理番号	1060010
提案主体名	宮崎県、鹿児島県		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省 国土交通省
該当法令等	
制度の現状	

求める措置の具体的内容	<p>現行法では、流水の占用許可は、「特定目的のために河川の流水を排他的・継続的に使用する場合」にのみ認められており、かんがい目的で許可された流水を他の目的には使用することはできないとされている。</p> <p>このため、かんがい用水の一部について、かんがい用水の需要が発生するまでの間、畜産用水への暫定利用を可能とし、畜産経営の安定化を目指すものである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>かんがい事業は、国営事業や地方公共団体が実施する関連事業が完了して初めて水利用が可能となり、更に、事業計画に位置付けられた営農が定着して、100%計画どおりの水利用がされるという特徴を持っている。このため、水利権取得から計画どおりの需要が発生するまでに一定の期間が生じることから、現下の厳しい畜産経営の安定対策と限りある資源である水の有効利用の観点から、この期間暫定的に畜産用水としての利用を可能とする。</p> <p>具体的には、①宮崎・鹿児島両県で実施されている国営の畑地かんがい事業地区のみを対象に、②かんがい用水を減量して新たな水利権を取得するという手法は取らず、暫定的に畜産用水への利用を可能とし(その際、畜産用水の利用量がかんがい未利用分の範囲内である確認は、何らかの簡素な形で行う事が前提)、③畜産用水の利用に係る申請は、関連事業が進み、水利用が可能となった区域から順次行い、④その際の申請資料の簡素化を可能とするものである。</p> <p>なお、本提案メニューが承認され、具体の特区計画を申請する段階においては、既得の権利者であるかんがい用水の利用者に支障を与えないように、計画の内容に、例えば、水量の管理・報告、計画基準年以上の渇水時における畜産用水の取水停止、かんがいに不足が生じた場合は、現在利用している水源を利用することなどを定め、ルールに従った取水の徹底化を図る。</p> <p>(別紙 提案理由書あり)</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	-	措置の内容
管理コード1020100の提案に対する回答にあるとおり、河川法上の問題が解決された場合には、提案の施設の利用についても、現行制度で対応可能であると考えられるが、より明確になるよう対応を検討する。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	-	「措置の内容」の見直し

10 農林水産省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	南九州地域の畜産農家の経営安定対策として、国庫補助対象施設であるかんがい施設の最大通水可能量と実際の通水量との差部分を施設の未利用空間として利用する。また、対象となるかんがい施設については、本来求められる補助金相当額の国庫納付を免除し、併せて手続きの簡素化も図ることとする。	都道府県	宮崎県、鹿児島県
		提案事項管理番号	1060020
提案主体名	宮崎県、鹿児島県		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	
制度の現状	<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条は、補助対象財産の目的外使用を原則認めていないが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)第13条及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日20経第385号。以下「承認基準」という。)の第3条により、補助事業者等は、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、補助対象財産の遊休期間(農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。)内に一時使用する場合等においては、農林水産大臣等に申請し、承認を受ければ、補助対象施設の目的外使用について国庫納付なしに行うことができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>既存の支援措置メニューにおいては、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って「需要が著しく減少している補助事業による農林水産共同利用施設」を有効活用するものとなっているが、これを農林水産関係補助対象施設の未利用空間を有効活用するものと拡充する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>別途提案する、「かんがい用水の畜産用水への利用」(構造改革特区のメニュー提案)に併せて、本提案を活用し、地域の活性化を一層効果的に行うことをねらいとする。</p> <p>施設の未利用空間を有効活用するという発想は、国交省所管の支援措置メニュー「4-10下水道補助対象施設における目的外使用承認の柔軟化【A1201】」の中にあり、補助対象施設の未利用空間の有効活用を図る内容の支援措置のメニューとして認められている。今回の提案は、農林水産省関係補助対象施設についてもこの考え方を採り入れ、地域活性化を図るものである。</p> <p>かんがい施設の施設容量はピーク時の水量を元に設計されていることから、かんがい施設の最大通水可能量と実際の通水量には差があり、関連事業が進み、100%計画どおりの水利用が可能となったブロックにおいても、その差部分は施設の未利用空間として利用可能である。本提案は、この未利用空間の有効活用を図り、南九州地域の畜産経営安定化に資するものである。</p> <p>なお、有効活用を図る国庫補助対象施設については、本来求められる補助金相当額の国庫納付を免除し、併せて手続きの簡素化も図り、畜産農家の経営安定対策に資するものとする。</p> <p>近年の畜産経営状況を見ると、配合飼料価格は2年前に比べ約1万円も高値であることから畜産農家の経営を圧迫しており、また、子牛価格や枝肉価格の低迷により畜産農家は危機的な状況に陥っている。このような中、構造改革特区による安価な水利用等の実現と、地域再生支援措置による施設の目的外使用の際の補助金返還免除を同時に行うとともに、手続きの簡素化・迅速化を図り、南九州地域の畜産経営の安定化を図る必要がある。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>関係法令の規定に反しない取扱いを確保するため、補助対象財産の目的外使用等に際し、法的規制等を伴うものは、それらの許可等が必要となる。</p> <p>河川法上の問題が解決された場合には、提案の施設の利用についても、現行制度で対応可能であると考えられるが、より明確になるよう対応を検討する。</p> <p>かんがい用水を畜産用水に利用することについて、河川法上において暫定利用が可能とされた場合には、「本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲」であると考えられるため。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

10 農林水産省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	四国や西日本における獣医師を志望する高校生の教育機会を高めるとともに将来の四国地域における獣医師の不足解消に寄与するため、文部科学省が定員増を規制している獣医学部(学科)について設置を求める。	都道府県	愛媛県
		提案事項管理番号	1062010
提案主体名	今治市 愛媛県		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 農林水産省
該当法令等	-
制度の現状	当該提案に対して規制をかける制度は、文部科学省が所管している。

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備事業により整備した宅地に、学校法人が世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成し、四国や西日本の高校生の教育機会を高めるとともに、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を解消し、大学を核とした地域再生を果たしたい。</p> <p>(提案理由)</p> <p>鳥や豚のインフルエンザなど人獣共通感染症の脅威が高まる中、日本獣医師会などから産業動物分野、公衆衛生分野、小動物臨床分野の獣医学教育の改善が課題と指摘されている。このため、こうした課題に対応する世界水準の教育課程や教員配置を行う高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置するための規制緩和を行う特区の設置を提案する。米国では獣医職を人材養成の中心課題とし、連邦獣医学施設の抜本的拡充が図られているが、わが国ではペット産業の隆盛が産業動物分野、公衆衛生、食品衛生、動物検疫などへの人材供給にマイナスの影響を及ぼすことが懸念されている。現在全国930人の定員の内、西日本には国公立大学の165人しか割り当てがなく、箱根以西でも195人しかない。特に、四国には1つも獣医学部がないことから、卒後研修機関もない。一方、家畜衛生や公衆衛生分野を担う自治体に勤務する獣医師不足は危機的状況にある。このため、特区で獣医学部を設置し、四国の学生の進学を増加を図り、学生募集の地域枠の設定や卒業生の四国への従事を奨めることなどにより、農林水産省の「獣医師の需給に関する検討会報告書」で示された将来の四国の獣医師の供給の不足、特に、家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足の解消、新興の動物の伝染病等に迅速かつ専門的な対応が可能になり、動物医療の推進や高次医療の展開に貢献できる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>当方では、当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず、文部科学省が判断すべき事項である。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>平成19年5月に農林水産省の検討会でとりまとめられた「獣医師の需給に関する検討会報告書」では、獣医師の活動分野間、地域間の偏在の是正は、獣医療の提供体制の整備のための基本方針の策定の中で考慮されるべきとされているが、特に地域間の偏在の是正についてどのような議論がなされているのか知らせていただきたい。</p> <p>また、今後の情勢の変化によって需給見通しが常に変化していくため、今後とも定期的に獣医師の需給見通しの策定を行い、需給動向を慎重に見極める必要があるとされていることに対し、どのように対応されているのかお示しいただきたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し
<p>現在、獣医事審議会計画部会において、獣医療法第10条第1項の獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下、「基本方針」という。）の策定に関する審議が進められており、地域間の偏在の是正のためには、都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の策定が重要であるといった意見が出されているところです。（獣医事審議会 URL: http://www.maff.go.jp/j/council/zyuizi/index.html）</p> <p>また、現在は平成19年5月の「獣医師の需給に関する検討会報告書」を踏まえた上で、獣医療施策を行っているところであり、基本方針の策定後にこれらの施策の効果を踏まえつつ、獣医師の需給に関する検討を行いたいと考えています。</p> <p>なお、農林水産省では、学生に対する臨床実習や獣医師の卒後研修等、産業動物獣医師の育成・確保対策を実施しております。また、一部の県においては、①獣医系大学の学生を対象とした奨学金制度の創設、②初任給調整手当の導入等給与面での改善等の取組が行われているものと承知しています。</p>			

10 農林水産省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	担い手等にとって生産性が低く、利用効率が悪いために敬遠されてしまう農地(10a未満)の権利を、那須町に住所を有する非農家及び別荘所有者が取得できるようにする。	都道府県	栃木県
		提案事項管理番号	1065010
提案主体名	那須町農業委員会		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法 特定農地貸付けに関する法律 市民農園整備促進法
制度の現状	<p>農地法では、農地の権利取得に当たって、原則 50a 以上の経営面積となること等一定の要件が課されている。</p> <p>他方、特定農地貸付けに関する法律では、相当数の者を対象として定型的な条件での貸付け等、一定の条件のもと、農地法の条件を満たさなくても農地の貸付けが可能となっている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>①農地法による通作距離を条件付きで撤廃</p> <p>②農地法による農作業の常時従事日数を条件付きで50日に緩和</p> <p>③農地法による下限面積を条件付きで撤廃し、上限面積を設ける。 (貸付面積を最大で10a未満にする)</p> <p>農地法で規定されている、権利を取得しようとする者の通作距離の撤廃、耕作に必要な農作業の従事要件の緩和、下限面積を撤廃し上限面積の設定等を、農業委員会や町が指定した耕作放棄地等の農地につき、条件付で撤廃や緩和をする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>担い手等にとって生産性が低く、利用効率が悪いために敬遠されてしまう農地(10a未満)を、那須町に住所を有する非農家及び別荘所有者を対象に、農業委員会が仲介に入り、条件付きで農地の賃借を可能にする。それらの耕作放棄地及び耕作放棄地予備軍の農地を、農地として有効利用し耕作放棄地の解消を図り、またそこから農業を本格的に始めたい人を育成し、新規就農の足がかりを作る。</p> <p>条件： ①市町村又は農業委員会で指定した土地(耕作放棄等) ②那須町に住所を有するか別荘を持っている方 ③別荘所有者は、那須町在住の保証人(管理人)をつける ④面積10a未満の農地※10a以上の耕作を希望の場合、新規就農を進める。 ⑤最低3年～5年間は農地として利用 ⑥荒れていたとしても、借受者自らが農地へ復元する</p> <p>提案理由： 那須町は中山間地で10a以下の農地(合計19,758筆・758ha)が多く存在する。また、日本有数の別荘地(9,545棟)でもあります。団塊の世代が那須への永住を望む人も多く、小規模な農業をやってみたいと言う相談を数多く受けます。また、農業を通し地域とのコミュニケーションを図ったり、別荘の方も農家の人との交流や、那須に来る回数が増えると思われるそれに伴う経済効果も上がると思われます。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>農地法や特定農地貸付けに関する法律の要件を満たせば、農地の権利取得が可能であるが、提案内容からは、要件を満たしているか判断が不可能。</p> <p>なお、農地法では、農地の権利取得に当たって、原則 50a 以上の経営面積となること等一定の要件が課されている。</p> <p>他方、特定農地貸付けに関する法律では、相当数の者を対象として定型的な条件での貸付け等、一定の条件のもと、農地法の条件を満たさなくても農地の貸付けが可能となっている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>特定農地貸付法と条件的には類似するが、特定農地貸付を行う場合、行政や実施主体が中心に貸借を行うようになるので農地所有者や借受希望者がお互いの顔を見ることもないので、地元の人とのコミュニケーションがとりづらく、農地所有者としては耕作者が誰なのか不安もある。那須の場合、中山間地で10a未満の農地が広範囲(那須町全域)に点在しており集団性がなく、借受希望者も那須町全域に点在しており一筆ごとの契約となる。また行政や実施主体ではなく、借受希望者と農地所有者が主体となる農地法3条申請(賃貸借契約書付)による貸借としたい。また、所有者の農地を保護するために、期間(5年を上限)は設定したい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>農地法上の要件、例えば、通作距離については、距離のみにより画一的に判断するのではなく、機械の所有状況や農地面積など他の事項をあわせて総合的に判断することとしている。</p> <p>また、現在、本年6月24日に公布された「農地法等の一部を改正する法律」について政省令等の検討を行っており、農地を出来る限り使いやすくしてまいりたい。</p> <p>なお、特定農地貸付法に基づく貸借であっても、農地所有者自らが借受希望者に使用収益権の設定を行うこともでき、顔の見える関係作りは可能ではないかと考えられる。また、市町村等が実施主体になる場合においては、市町村等が間に入ることになり、農地所有者も安心して農地を貸すことが出来るのではないかと考えられる。</p>			

10 農林水産省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020130	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	松食い虫対策彼岸花特区	都道府県	秋田県
		提案事項管理番号	1067010
提案主体名	能代市消防団幹部松食い虫防止対策協議会		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農薬取締法第1条、2条、9条、11条
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬取締法第1条の2において、「農薬」とは農作物等に対して、病虫害防除等に用いられる薬剤であるとされている。 ・ 同法第2条において、農薬は農林水産大臣の登録を受けなければ、製造、加工、輸入してはならないとされている。 ・ 農薬の登録を行う際には、①薬効、薬害等の観点から農林水産省、②環境影響の観点から環境省、③農作物の食品としての安全性の観点から厚生労働省が、それぞれ確認を行っている。 ・ 同法9条、11条において、原則として、登録を受けた農薬以外の農薬の販売、使用は禁止されている。

求める措置の具体的内容	<p>現状の松食い虫対策として、薬剤散布、樹幹注入等を実施しているが、市販されている松食い虫防除薬剤は高価であり、継続しなければその効果を維持することが出来ない。そこで、安価で入手しやすい彼岸花球根の圧搾液を樹幹注入して、松枯れ防止対策を行うが、現行法では農薬扱いとなる為、膨大な農薬試験数とその為の多大なコストがかかるという事から、農薬法の枠組みに捕らわれない彼岸花球根によるローコストでの松食い虫対策に特区として活用していきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>松食い虫対策に係るコストは、薬剤による予防の他に、松食い虫で枯れた木の伐採、運搬、焼却処分等の費用も係るため、各自治体の財政的な負担が多大にかかっているのが現状である。そこで、彼岸花球根に含まれている成分「リコリン」※で、松食い虫「マツノザイセンチュウ」の防除を行うという起案から、秋田大学工学資源学部生命化学科濱田研究室協力の元、「リコリン」が「マツノザイセンチュウ」に殺虫効果が有ることが実証され、実際に松の木に彼岸花球根圧搾液とマツノザイセンチュウを樹幹注入した実験も行い、効果がある事が実証された。</p> <p>※リコリン：彼岸花球根内に含まれているアルカロイド系の有毒成分。</p> <p>提案理由；松食い虫対策において市販薬剤使用と彼岸花球根圧搾液使用をコストで比較すると、彼岸花球根圧搾液使用では市販薬剤使用の10分の1～20分の1となり、低費用効果により松食い虫松枯れ防止対策が活発に進められる。また、膨大な松食い虫対策の本数を賄うための原料となる彼岸花球根の供給については、農家の協力を得、休耕地等を有効利用して栽培をし、副収入による農業活性化を図ることができる。</p> <p>代替措置；彼岸花球根圧搾液を売買する場合は、秋田県が認定する「彼岸花球根液管理取扱者」と称した管理責任者が購入後責任を持って使用・管理する。秋田県から依頼された販売先が技術講習会を開催し、その講習を受講した者が取り扱い認定者として資格を得るシステム作りを整え、リコリン取り扱いの安全面を確保する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>・彼岸花球根圧搾液については、農薬登録を行わない限り松食い虫防除に使用可能とすることはできない。</p> <p>農薬取締法では、国内で使用される農薬について薬効、薬害、環境影響等の観点からのチェックを行い、安全性等が確認されたもののみ登録を行う制度としている。このため、地域を限定したとしても、こうしたチェックを受けておらず安全性が確認されていない農薬について、使用を認めることは制度の趣旨になじまない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体からの意見、補足資料を踏まえ、再度回答願いたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>3年前に行った彼岸花球根圧搾液の毒性を利用した松食い虫防除実験で、秋田大学濱田研究室、秋田県森林技術センターの協力の元、行った(別添参照)。又、彼岸花球根の毒による中毒死は過去にありません。自然界においても、彼岸花球根の毒は水で中和されるので、毒が蓄積されて害を及ぼすということはありません。能代地区には、風の松原という松の木の群生林や浜風を凌ぐための防風林が数多くあります。その松食い虫対策費はかなり財政を圧迫しております。ローコストで行えるのは、彼岸花球根圧搾液以外ありません。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>農薬取締法では、国内で使用される農薬について薬効、薬害、環境影響等の観点からのチェックを行い、安全性等が確認されたもののみ登録を行う制度としている。このため、地域を限定したとしても、こうしたチェックを受けておらず安全性が確認されていない農薬について、使用を認めることが制度の趣旨になじまないのは、前回回答の通りである。</p> <p>なお、農薬は意図的な使用の結果により環境中に放出されるものであり、登録に当たっては毒性や残留性のみならず、環境への影響や薬効・薬害など非常に幅広く、かつ厳格な基準により検査を行っている。ご意見では彼岸花球根の毒による人の中毒死はないとあるが、リコリン(*)による人での中毒症状は報告されている(参考:厚生労働省食中毒統計)。</p> <p>(*)リコリン:彼岸花球根内に含まれているアルカロイド系の有毒成分</p> <p>また、リコリンは水溶性が高く、仮に雨等により流出した場合、水産動植物等の環境への影響が懸念されることが報告されている(参考:農業環境研究所研究成果)。</p> <p>加えて、農薬取締法の枠組みから外れたまま、その使用を可能とした場合には、「彼岸花球根が病虫害防除に使用できる」という認識のみが広まるおそれがある。その場合、彼岸花球根が入手しやすいことから、使用が認められた経緯等を理解しない第三者が農作物に勝手に使用し、その結果、使用量によっては、リコリンが当該作物に残留する可能性や、水系を通じた環境への影響が否定できず、食の安全に直接影響を及ぼすおそれがあることをご理解いただきたい。</p>			

10 農林水産省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。	都道府県 提案事項管理番号	兵庫県 1071060
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第4条第1項
制度の現状	<p>農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。</p> <p>また、都道府県知事が2ha超4ha以下の農地転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8ha までは県に移譲しても支障はない。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されており、県においても厳格な運用を行っている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8ha までは県に移譲しても支障はない。</p> <p>171回通常国会に提出された農地法の一部を改正する法律案にあるとおり、農地の農業上の利用を確保するために特に必要がある場合において、農林水産大臣は都道府県知事に対し農地転用許可事務の適切な執行を求めればよく、農地転用に係る国の許可権限の都道府県への委譲及び国との協議の廃止については、地方分権改革推進委員会の第1次勧告どおりの実施が可能と考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>提案を受け入れることは困難。</p> <p>地方分権改革推進委員会の第1勧告を受けて決定された「地方分権改革推進要綱(第1次)」に沿って農地転用許可事務の実態調査を行った結果、都道府県知事が行う2ha以下の農地転用許可事務のうち、許可の判断に疑義のあるものが12.1%に及ぶことが分かった。このようなことから、第171回国会において、農地を確保するために国等の役割を強化することを内容とする農地法の改正案が可決・成立したところである。また、当該改正法の附則において、改正法施行後5年を目途として、法改正で措置された事項の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、法律の規定について検討を加えることとされたところである。このような法改正の内容、経緯等を踏まえて対応する必要がある。</p> <p>なお、昨年12月8日に公表された地方分権改革推進委員会の第2次勧告においては、「次期通常国会に提出予定の農地政策関連法案において農地の総量を確保する新たな仕組みを構築した上で、農地確保施策の実施状況を踏まえ、第1次勧告で示された農地転用許可権限等の移譲など、国と地方の役割分担の見直しを行う。」とされている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。			
提案主体からの意見			
今回の農地法の改正により、農林水産大臣は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができることとなったのであるから、農地転用について面積要件によって国と地方公共団体の許可権限等を分ける必要はなく、地方分権推進委員会の第一次勧告で示された農地転用に係る国との協議の廃止及び国の許可権限の都道府県への委譲については、改正法施行後5年を待たずとも、直ちに実施が可能と考える。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
第 171 回国会において可決・成立した農地法等改正法においては、農地の確保の観点から、4ha超の大規模な農地転用については、従来どおり、農林水産大臣の許可が必要とし、また、都道府県知事が許可するに当たり2ha超4ha以下の農地転用については、従来どおり、あらかじめ農林水産大臣に協議することとしたところである。 また、本改正法では、以上の制度に加えて、農林水産大臣は、都道府県知事が行う農地転用許可事務について、適正な処理を怠り、これを放置すれば農地のかい廃が進行する場合等において、講ずべき措置の内容を示して是正の要求を行うこととしたところである。 このように本改正は、農地転用許可事務における国と地方公共団体の役割分担を維持しつつ、当該事務処理の適正化を図ることとしたものであり、本改正法をもって国との協議の廃止及び国の許可権限の都道府県への委譲をすべきということにはならない。			

10 農林水産省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1020150	プロジェクト名	筑前町 梨木城 土地再活用計画	
要望事項 (事項名)	後継者不在の荒廃農地等において、地域住民の福祉に資する施設(高齢者の専用住宅、運動公園及びカルチャーセンターその他の施設)の整備を行うため、 ① 農用地区域からの除外申請 ② 開発許可 手続の簡素化を求める	都道府県	福岡県	
		提案事項管理番号	1072010	
提案主体名	社会福祉法人 寿泉会			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	
制度の現状	<p>①について</p> <p>農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画(以下「農振計画」という。)において定める農用地等として利用すべき土地の区域(農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)第8条第2項第1号)であり、集团的農地や土地改良事業等の対象農地など、農業生産性が高く、相当長期(おおむね10年以上)にわたり確保すべき優良農地の区域である。</p> <p>このため、除外申請があった場合には、市町村が、農振法第13条第1項の規定により農用地区域からの除外が必要と判断し、同条第2項に規定する除外要件のすべてを満たしているとした上で、同条第4項において、同項に規定する農振計画の変更について準用する農振法第11条第1項に規定する公告・縦覧、同法第8条第4項に規定する都道府県知事への協議・同意、同法第12条に規定する変更の決定の公告・縦覧の手続を経ることにより、農用地区域から除外できるとしている。</p> <p>なお、以上のように農振計画の変更は市町村等が自らの判断により行うものであり、仮に、市町村が農用地区域からの除外申請を受け付けているとしても、当該行為は農振法に基づくものではなく、市町村が農業振興地域整備計画の変更の必要性を検討する上で参考にするために行われるものである。</p> <p>②について</p> <p>農振法第15条の2に基づき、農用地区域内における開発行為を行う場合には、当該開発行為を行う者は都道府県知事の許可を受けなければならぬとされている。</p> <p>なお、農振計画の変更により、農用地区域から除外された土地については、農用地区域に係る規制の対象外となり開発許可は不要である。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地域住民の福祉に資する施設を建設する場合において、農振農用地区域からの除外申請及び開発許可の手続きの簡素化を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>朝倉郡築前町周辺は過去にパイロット事業の実施等により農業従事者が多い地域であるため、地元高齢者は月額15万円程必要な福祉施設への入所は不可能である。</p> <p>そのため、当会が農業後継者が存在しない等による荒廃農地及び隣接する町所有地を一体的に取得し、地元高齢者が国民年金程度で入居可能な低額な高齢者専用住宅(100名規模)を中心に運動公園、カルチャーセンター、デイサービス、レストラン等を配し、入居者と地域住民の健康で文化的な生活を提案することにより、高齢者への安心安全な住居の提供と地産地消の推進や地域雇用を創出し、地域の活性化を目指す複合施設を構築する。なお、近隣に当会の介護老人保健施設があるた</p>

め、協力が得られ福祉の充実が図られるものとする。具体的には次のとおりである。

1:建設等のイニシャルコストを抑える為、農振農用地区域からの除外申請や開発許可等の手続きについては外注せず独自で行う。

2:地域の農産物を直接仕入れ、さらにカット野菜(規格外も含む)に加工後に配送し、当該計画施設で使用する。また、地元の野菜を使用した自然食レストランでメタボ予防食等を提案する(生産性の向上と配送、調理の手間、不要部分の廃棄費用等の軽減)。

3:居室を4人部屋にすることでイニシャル/ランニングコストの削減を図り低価格の入居費を実現する。

【提案理由】

3年前より農振農用地区域からの除外の他、開発許可の手続きを進めているが、町役場における人事異動や追加で資料が請求され許可が下りていない状況であるため。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>①について、提案を受け入れることは困難。</p> <p>国民への食料の安定供給を図る上で最も基礎的な生産基盤である優良農地を確保することは国の重要な責務であるとともに、国、都道府県、市町村がそれぞれの役割を果たしながら一体として優良農地を確保していくことが重要である。</p> <p>このため、優良農地である農用地区域内の土地を除外する場合には、市町村が農振法第13条に規定する変更の要件を判断の上、同法第11条、第8条及び第12条に規定する農振整備計画の変更に係る手続きを行うことが必要となる。</p> <p>②について提案を受け入れることは困難。ただし、農用地区域から除外された土地については、農振法に基づく開発許可は不要。</p> <p>農用地区域内における開発行為は、国民への食料の安定供給を図る上で重要な資源である農用地等として利用すべき土地を量的に確保する観点から農振法第15条の2に基づき制限されており、農振法に基づく開発許可自体を簡素化することは困難である。</p> <p>なお、農用地区域外の土地については農振法に基づく開発許可は不要である。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答願いたい。		
提案主体からの意見	計画地は荒廃農地で今後、後継者不在もあり生産性の向上は見込めません。今後、このまま放置すれば、荒廃が進むだけです。この問題を先送りにせず、当該開発計画を推進する事が問題の解決策で地域に役立つ土地になると考えます。この土地も農地である前に国土であり国土は国民の利益(最も基礎的な生活基盤である居住の安定化、健康的な生活、充実した老後)の為の活用も重要と考えます。是非、現地視察頂いて、総論ではなく各論で御回答をお願いいたします。		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
農用地区域からの除外のための市町村農業振興地域整備計画の変更は、法定の要件を満たした上で、市町村が計画の変更の必要が生じた場合と判断した場合に可能となるものであり、まずは町役場とよく御相談いただきたい。			
また、町役場に御相談されたものの、納得が得られない場合には、都道府県や地方農政局等においても、制度運用に関する個別の相談に応じているので、御活用いただきたい。			